

## 1 前提条件の整理

「市川市斎場再整備基本方針(令和2年3月)」にて策定された以下の基本方針を踏まえ、上位計画、敷地条件、関係法令等及び環境への影響に係る条件を整理する。

### ○水と緑に囲まれた都市の中の静寂な空間の創造

敷地内にある緑や水路を魅力ある空間として再生し、自然豊かな景観を形成すると共に、周辺からの視線を遮り落ち着いた屋外空間を創る。

### ○心穏やかに故人を送るための空間の創造

故人との最後の別れの場として、落ち着いた静謐な空間を創る。

### ○誰もが落ち着いて利用できる施設づくり（バリアフリー等）

多くの人が利用するが繰り返し利用する施設ではないため、誰にでもわかりやすくストレスを感じずに利用できる施設を創る。

### ○環境へ配慮した施設づくり

長く利用する施設となるため、省エネルギー等、環境性能の高い建築とすると共にメンテナンスのしやすい施設を創る。

### ○災害時にも稼働可能な施設づくり

大規模災害時にも機能を停止できない施設であることから、耐震性の確保の上、非常用電源の確保や燃料の備蓄等により、非常時においても機能を維持できる施設を創る。

## (1) 上位計画

市川市都市計画マスタープラン、市川市公共施設個別計画及び市川市業務継続計画（震災編）等の上位計画における市川斎場再整備に係る位置づけについて整理する。

### ア. 市川市都市計画マスタープラン 2004

「2. 将来の都市像 1. 将来都市像」において、将来都市像を「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ」を目指す、とされている。

「2. 将来の都市像 2. 都市づくりの目標」において以下の通り目標が記載されている。

- ・活力・住みやすさを持つバランスのとれた魅力ある都市づくり  
都市の成り立ちや地域の「生活・文化・産業・自然」などの特性を踏まえた適切な土地利用を進め、住みやすく快適で活力のある都市づくりを進めます。
- ・歴史・文化・自然を活かし潤いと安らぎのある都市づくり  
変化に富んだ地形」や、これまでの都市の変遷で培われてきた「歴史を偲ばせる寺社や街並み」と「先人達の活動による優れた芸術や文化」を活かしつつ、残された貴重な「水や緑の自然環境や歴史文化資源」と共生する美しい都市づくりを進めます。
- ・都市基盤が整い安全に安心して暮らせる都市づくり  
防災性を向上させるとともに、道路・公園・下水道などの都市基盤の整備を進め、人や自然にやさしく、また、コミュニティが生まれる安全に安心して暮らせる都市づくりを進めます。
- ・都市活動や日常生活を支える交通環境の充実した快適な都市づくり
- ・市民・事業者、行政の協働によるまちづくり

### イ. 市川市公共施設個別計画 令和2年3月

「第4章 各用途施設編 13. 保健施設」において2020年3月末時点で第I期[令和元年度～令和4年度]に「建替えに伴い民営化を検討」することとなっている。

### ウ. 市川市業務継続計画（震災編）令和元年8月

「第5章 非常時優先業務 第1節 非常時優先業務の選定 1. 非常時優先業務の選定」において、斎場の運営の目標をフェーズ0（復旧時間3時間）に実施する通常業務として選定されている。

「第5章 非常時優先業務 第3節 非常時優先業務と従事人員 第3 各部の定量化調査結果 10. 保健部」において、斎場の運営は発災直後のフェーズ0（3時間以内）からフェーズ4（1週間以内）まで継続する必要があるとされている。

## (2) 敷地条件の整理

敷地条件や施設の現況・課題点を整理する。

### ア. 敷地概要

表 1- (2) -1 敷地概要

所在地	地名地番：千葉県市川市大野町 4 丁目 2610 番 1
都市計画区域の内外の別	市川都市計画区域、市街化調整区域
用途地域	指定なし
防火地域	指定なし
その他区域等	市川市景観計画区域、建築基準法第 22 条指定区域
道路	市道 0240 号：幅員 8.00m（西側）、市道 3010 号：幅員 6.15m
敷地面積	計画敷地面積 約 19,770 m <sup>2</sup> （都市計画決定部分 約 11,000 m <sup>2</sup> ）
容積率・建蔽率	100%・50%
道路斜線制限	勾配 1.25、適用距離 20m
隣地斜線制限	勾配 1.25、高さ 20m
日影規制	—
都市施設	火葬場
敷地周辺の状況	敷地は南北に延びる谷地となっており、東・北・南側は墓地が隣接し、西側には市道 0240 号が接道し民間建物が立地している。

図 1- (2) -1 付近見取図

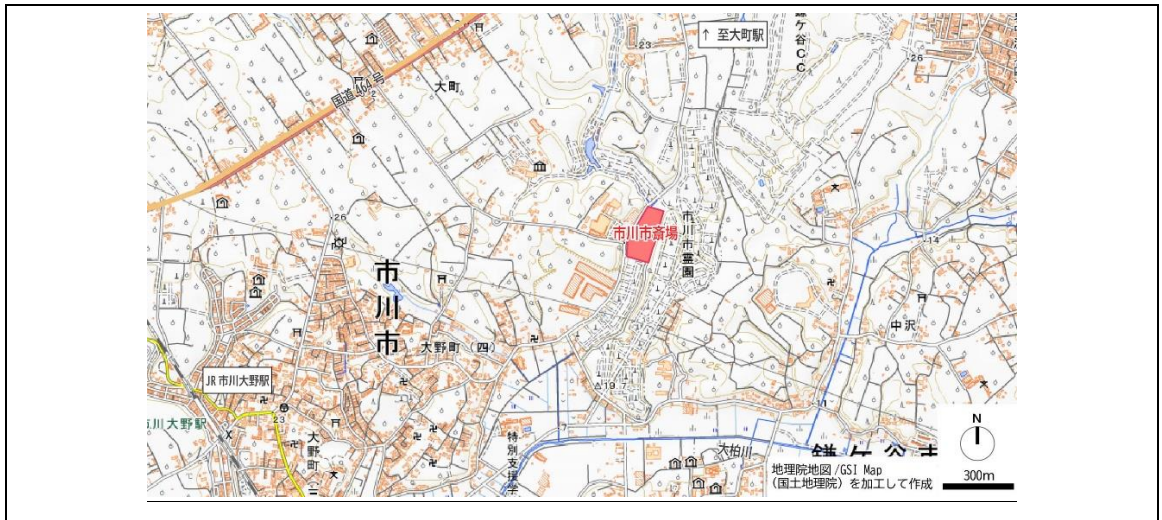


図 1- (2) -2 都市計画地図



## イ. 既存施設概要

### i. 施設概要

市川市斎場は昭和 55 年の開設から 40 年が経過し老朽化が進行していく中、部分的な増築及び改修が施されてきた。しかし、今後も予想される高齢化により火葬需要が増加することや、近年変化しつつある葬送に対するニーズ、近年のものに比べ劣っている火葬炉設備性能の向上など、課題への対応が求められている状況にある。

### ii. 既存建物概要

表 1- (2) -2 施設全体

主要用途	火葬場
建築面積	3,643.14 m <sup>2</sup> (火葬・待合棟+式場棟)
延床面積	4,217.53 m <sup>2</sup> (火葬・待合棟+式場棟)
開設年月日	昭和 55 年 (1980 年)
駐車場	134 台 (うちマイクロバス 10 台)

表 1- (2) -3 主な建物別概要

No.	棟名称	構造	建築年度	建築面積	延床面積	施設概要
1	火葬・待合棟	RC 造 2 階建	S. 54 年	2,852.76 m <sup>2</sup>	3,469.53 m <sup>2</sup>	火葬炉 10 基、礼拝堂、炉前室、告別室 3 室、収骨室 2 室、待合室 5 室 (洋室 3 室、和洋室 2 室)、第 3 式場 (100 席 (200~500 名程度可能))、霊安室、納骨室、冷蔵室 (3 体収容可能)、売店、事務室
2	式場棟	RC 造 1 階建	S. 63 年	790.38 m <sup>2</sup>	748.00 m <sup>2</sup>	第 1 式場…200 席 (500~1000 名程度可能) 第 2 式場…50 席 (100~200 名程度可能)

・面積は改修・増築工事の内容を含まないため現況と異なる。

表 1- (2) -4 火葬炉設備概要

火葬炉竣工年度	昭和 55 年 (1980 年)
炉数	人体炉 10 基
炉内寸法	長さ 2250 mm、幅 750 mm
系統	2 炉 1 系統
燃料	都市ガス
排気設備	空気冷却、集塵機 (パイロスクリーン)

## ウ. 既存施設の問題点の把握

現地調査、施設管理者へのヒアリングによる、現況における運用上の問題点を以下にまとめる。  
(現地調査・ヒアリング実施日：2021年6月25日)

表1-(2)-5 既存施設の問題点

安全性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両出入口としている西門の見通しが悪い。</li> <li>・周囲から敷地内が見えないように配慮しつつ対策が必要。</li> </ul>
車両動線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物への寄付きは全て右付けとなっている。</li> <li>・式場から火葬棟へ移動する際、屋外を経由するため、柩が雨に濡れやすい。</li> <li>・霊柩車から柩、喪主が告別室へ入る際、庇が小さく雨に濡れやすい。</li> <li>・会葬者が火葬棟に入る際、庇が小さいため、雨に濡れやすく、自家用車が複数台寄り付けない。</li> <li>・式場出入口の庇が小さく、柩や会葬者が雨に濡れやすい。</li> </ul>
会葬者動線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・待合棟の搬入口が会葬者出入口と兼用しているため、動線が交錯している。</li> </ul>
機能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会葬者用の更衣室や業者控室がなく、簡易なパーティションで仕切り、控室等を設けている。</li> <li>・待合棟2階のトイレ入口に階段があり不便である。</li> <li>・来場時に霊柩車に乗った葬祭業者が事務室に立ち寄るが、火葬棟まで遠く不便である。</li> <li>・収骨室の北側はオープンな造りであるため、隣の収骨室の音が聞こえる。そのため、収骨室は2室しか使用しておらず、2室同時に使用しないよう調整が必要となっている。</li> <li>・式場の遺族控室では入浴施設はなく、布団は持ち込みとなっている。</li> <li>・待合棟2階ホールにパーティションにより待合室（待合ロビー）を増設している。</li> <li>・待合室が5室で回らないことがあり、式場のエントランスホールを仕切り待合室として利用する場合がある。</li> </ul>

図 1- (2) -3 現況建物の問題点の把握【外構】

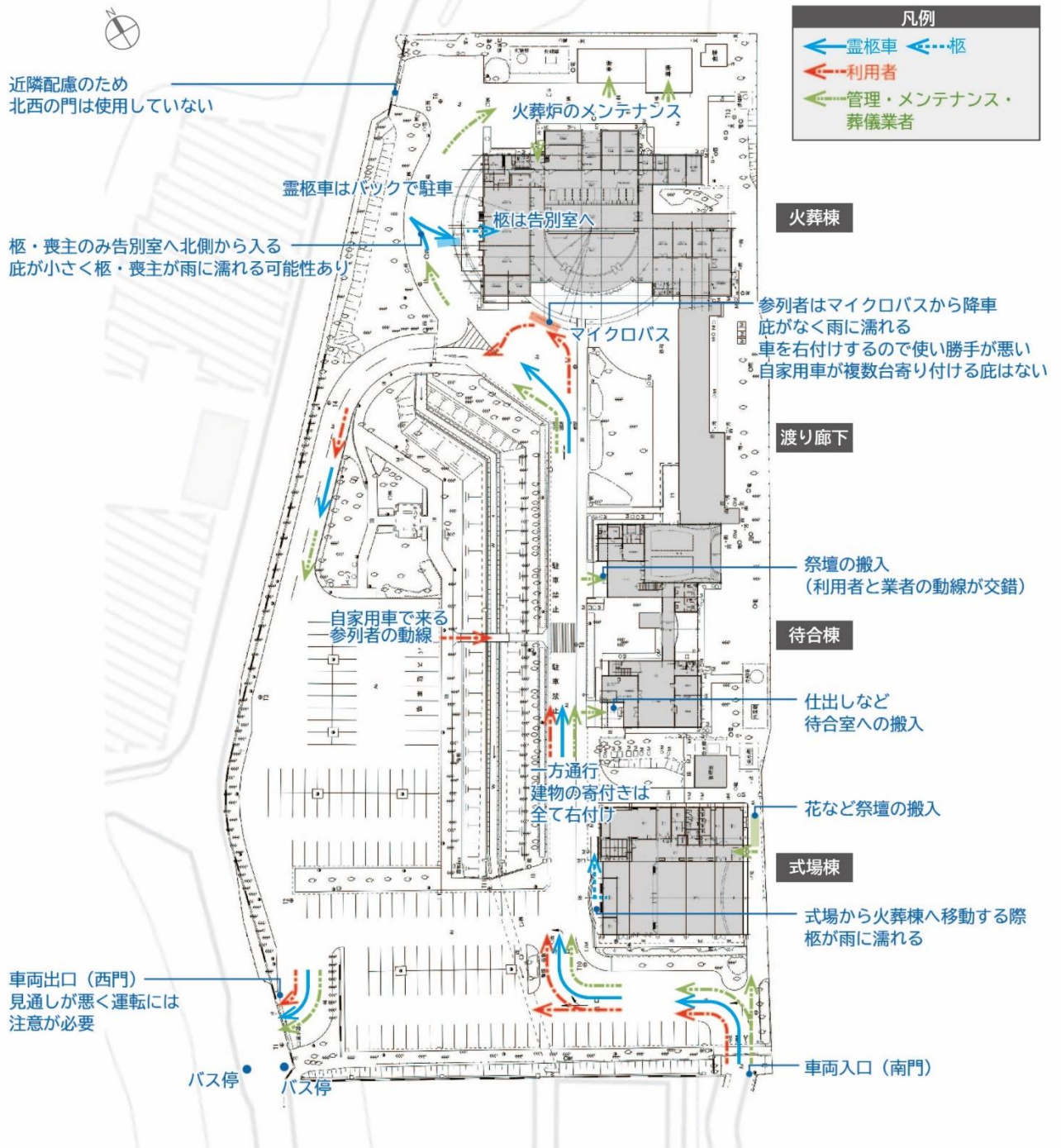
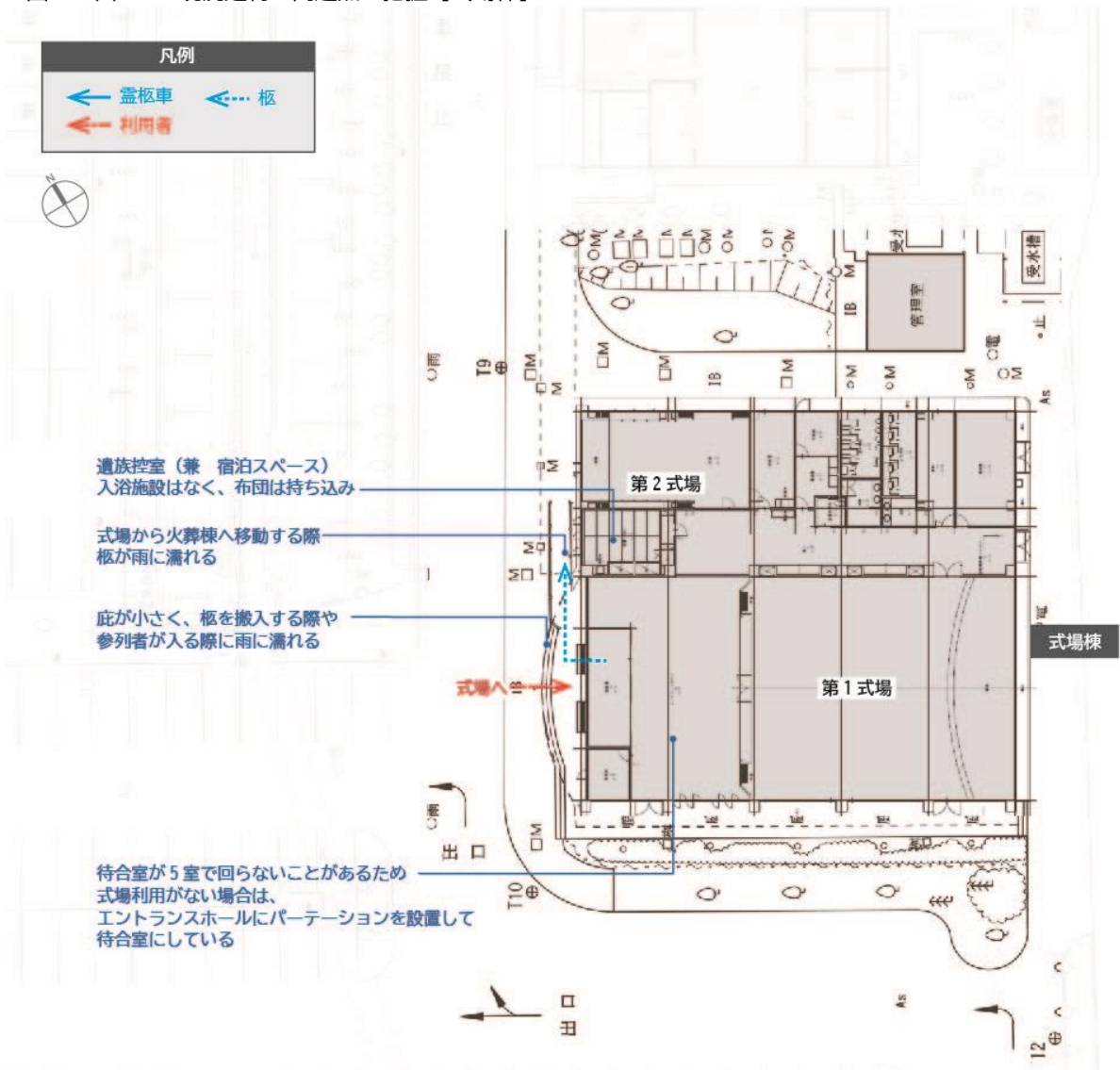




図 1- (2) -5 現況建物の問題点の把握【式場棟】





## エ. インフラ状況調査

現況敷地のインフラ状況を以下に示す。

表1-(2)-6 インフラ状況

給水	西側道路 給水本管 150A から敷地南西角で 50A を敷地内に引き込んでいる。西門付近に量水器を設置している。
汚水・雑排水	敷地は下水道処理区域外にあり、合併処理式浄化槽により処理後、雨水枡を経由し敷地内側溝へ放流している。
雨水	敷地内水路へ放流している。水路は敷地北側の市川市霊園より敷地内を通り、敷地南側の民間霊園内に流れている。敷地中央部はオープンな水路であるが、北側南側はボックスカルバート (W1500×H2000 程度) である。
ガス	西側道路より敷地北西角から中圧 A を敷地内に引き込んでいる。中圧 A は敷地内北東角にあるガス整圧器室 (京葉ガス所有) に入り、中圧 B に整圧されたものは火葬炉設備へ、低圧ガスに整圧されたものは火葬場の他、周辺地区へ供給されている。また整圧器室を経由した中圧 A は敷地内東側を通って敷地南側道路に向かっている。
電力	西側道路の東電柱より、敷地内の構内一号柱へ架空にて高圧ケーブルを引込み、以降、ハンドホール及び埋設配管にて火葬棟電気室まで引き込んでいる。
通信 (電話・情報)	西側道路の東電柱より、敷地内の構内一号柱へ架空にて通信ケーブルを引込み、以降、ハンドホール及び埋設配管にて火葬棟倉庫内の M D F まで引き込んでいる。

水路 状況写真



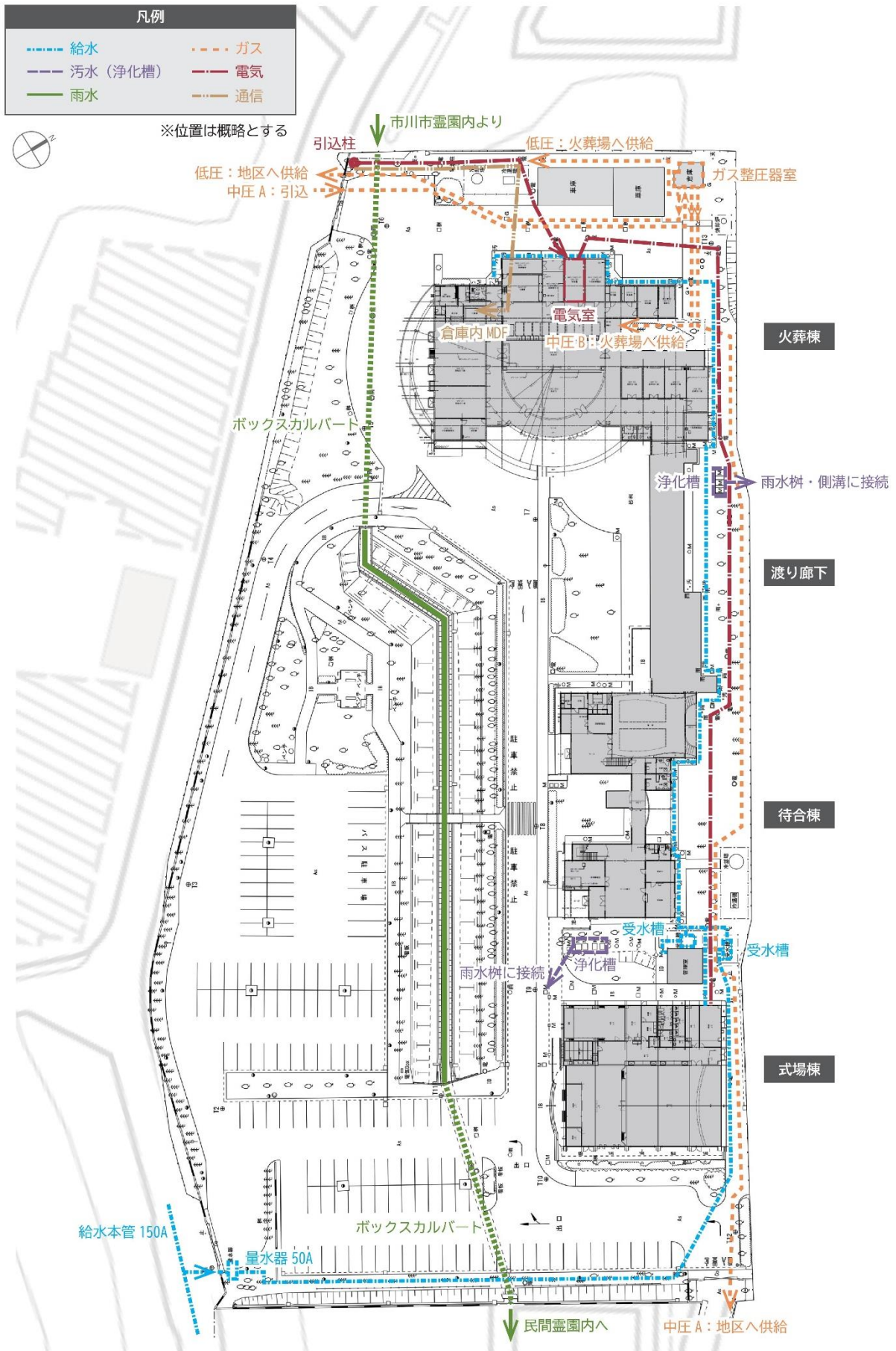
ガス整圧器室 状況写真



引込柱 状況写真



図 1- (2) -6 インフラ状況図



### (3) 関係法令等の整理

本事業を行うにあたり、関連する法令・条例や指針等を列挙し、必要な手続きの概要を示す。詳細は基本設計以降に協議を行い進めるものとする。

表 1- (3) -1 関係法令等

火葬事業関係	主な手続き
都市計画法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法 11 条都市施設の火葬場として位置づけられる</li> <li>・法 10 条火葬場の施設を変更する者は、知事（市長）の許可が必要</li> </ul>
墓地、埋葬等に関する法律	
市川市墓地等の経営の許可等に関する条例	
建設一般	主な手続き
都市計画法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発行為の許可</li> <li>墓地、埋葬等に関する法律に規定する火葬場は法 29 条 1 項 3 号の公益上必要な建築物に該当することにより手続不要</li> <li>・⇒規則 60 条証明申請が必要</li> </ul>
市川市都市計画法に基づく開発許可の基準等に関する条例	
市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用事業（500 ㎡以上の事業区域において行われる建築行為）のため条例に基づく手続が必要</li> <li>・計画通知前に協定締結</li> <li>・工事着手届の提出が必要</li> <li>・近隣住民等に対する説明が必要</li> <li>・消防水利、排水施設、給水施設等の整備基準あり</li> <li>・市川市雨水調整施設設置の手引きより、市街化調整区域内の浸透適地外に該当</li> </ul>
市川市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最高高さ 10m を超える中高層建築物の建替えは条例に基づく手続が必要</li> </ul>
建築基準法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画通知の提出が必要</li> <li>・既存建物解体時は建築物の除去届が必要</li> </ul>
千葉県建築基準法施行条例、同施行規則	
供給処理施設の都市計画に関する手引き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おおむね施設率 25%、駐車場率 25%、緑地率 40% と定める</li> <li>※施設率は建築基準法上の建築面積には含まれない工作物等を含めた築造物面積を敷地面積で除したもの</li> </ul>
消防法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画通知の手続きにおいて消防同意が必要</li> <li>・防火対象区分 1 項（ロ）（要協議）</li> </ul>
宅地造成等規制法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地造成工事規制区域外</li> </ul>
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定建築物に該当した場合、保健所への届出が必要</li> </ul>
公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律	
電気事業法	
電気設備に関する技術基準を定める省令	
水道法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易専用水道設置の場合に届出が必要</li> </ul>
下水道法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定施設設置の場合に届出が必要</li> </ul>
エネルギーの使用の合理化等に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画通知の確認済証受領前に、民間審査機関または市川市建築指導課に適合性判定申請を行い、適合判定通知書を受領することが必要</li> </ul>

建設一般	主な手続き
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	・計画通知とともに届出が必要
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	・床面積 80 ㎡以上の建築物の解体工事および、床面積 500 ㎡以上の建築物の新築・増築工事の場合に届出が必要
環境基本法	
大気汚染防止法	・火葬場は、ばい煙発生施設における規制の対象外 ・アスベストを含む吹付け材及び断熱材・保温材・耐火被覆材を使用している建設物等を解体、改造及び補修する作業(特定粉じん排出等作業)を行う場合、届出が必要
騒音規制法	・用途地域の定めがないため、規制対象外
水質汚濁防止法	・特定施設を設置する場合に届出が必要
水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例	
振動規制法	・用途地域の定めがないため、規制対象外
悪臭防止法	・特定悪臭物質に該当する場合に届出が必要
浄化槽法	・浄化槽の構造等の変更を行う場合に届出が必要
土壌汚染対策法	・3,000 ㎡以上（現に有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の敷地等にあつては900 ㎡以上）の土地の形質の変更を行う場合は、土地の形質変更着手の30 日前までに届出が必要。
石綿障害予防規則	・石綿等が使用されている既存建築物の解体作業時に届出が必要
労働安全衛生法	・着工 14 日前までに工事計画届の提出が必要
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
ダイオキシン類対策特別措置法	・特定施設に該当しないため届出の必要なし
危険物の規制に関する政令	・規定する危険物の設置又は変更を行う場合に申請が必要
市川市環境保全条例	・各特定施設を設置する場合に届出が必要
千葉県環境保全条例	・特定施設を設置する場合に届出が必要
千葉県福祉のまちづくり条例	・特定施設に該当するため、着工前に届出が必要
千葉県屋外広告物条例	・市川市霊園の設置及び管理に関する条例に基づき、屋外広告物の設置禁止地域に該当
市川市景観条例	・届出の対象行為のため、着工 30 日前までに届出が必要
文化財保護法	・埋蔵文化財包蔵地に含まれない為、発掘調査の届出は不要
その他（指針、研究等）	主な手続き
火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針	-

---

## (4) 環境への影響

### ア. 環境影響評価の目的

環境影響評価が必要なのは環境に大きな影響を及ぼすおそれのある一定の規模以上の事業であり、その種類・規模によって、環境影響評価法の対象になるものと千葉県環境影響評価条例の対象になるものがある。

環境影響評価法施行令及び千葉県環境影響評価条例施行規則において該当する事業の種類・規模により該当する事業が規定されているが、斎場においてはその事業の種類に該当しないため、法的には環境影響評価は必要とされていない。

また、建替え後の火葬炉設備は既存の設備よりも環境性能が向上するため、再整備が区域及び周辺環境に著しく影響を与えることはないと推察される。

しかしながら、市川市斎場再整備にあたっては周辺住民の方等へ説明し、理解を得ることが重要である。このことから、環境面での周辺の影響について、大気質や騒音、振動、悪臭など、現況と再整備後の目標性能の調査・報告をするとともに、再整備後も定期的な調査について検討する。

## イ. 環境影響評価の内容

現在の火葬炉の環境性能については平成 15 年度に排出ガス測定を実施している。  
 既往の調査によれば現況では排ガスのばいじんが公害防止目標値を超えている。

表 1- (4) -1 環境影響評価項目及び現況調査結果と目標値

区分	項目	単位	平成 15 年 排ガス調査結果			公害防止目 標値 ※2	備考
			3 系列	4 系列	指針値 または 規制値 ※1		
排ガス	ダイオキシン類	ng/m <sup>3</sup> N	23 (11)	2.3 (11)	-	-	
		ng-TEQ/ m <sup>3</sup> N	0.23 (-)	0.22 (-)	5)	(1 以下)	
	ばいじん	g/m <sup>3</sup> N	0.015 (0.068)	0.015 (0.064)	- (0.25)	(0.01 以下)	平成 15 年排ガス調 査結果はダスト濃 度
	硫黄酸化物濃度	ppm	4.1 (19)	3.4 (13)	- -	(30 以下)	
	硫黄酸化物排出量	m <sup>3</sup> N/h	0.026	0.022	0.07	-	
	窒素酸化物濃度	ppm	10 (36)	31 (140)	- (250)	(250 以下)	
	塩化水素濃度	ppm	7.0 (32)	6.3 (24)	- (700)	(50 以下)	
	一酸化炭素濃度		<2 (<9)	<2 (<10)	-	(30 以下)	
悪臭	各種悪臭物質濃度	ppm	-	-	-	-	目標値は悪臭物質 の種類による
	臭気指数	-	30	29	-	-	
	臭気濃度 (排気筒出口)	-	1000	790	1000	500 以下	
	臭気濃度 (敷地境界)	-	-	-	-	10 以下	
騒音		db(A)	-	-	-	50 以下	敷地境界 (全炉稼働 時)
振動		db	-	-	-	-	
( ) 内の数値は実測値の酸素濃度 12%換算値 ※1 平成 15 年排ガス調査結果で示された指針値または規制値は以下の通り ・ばいじん (ダスト濃度) (酸素濃度 12%換算値) : 大気汚染防止法施行規則 附則 平成 10 年総理府令第 27 号附則別表 廃棄物焼却炉であって焼却能力が 1 時間当たり 2000kg 未満のものに係る排出基準 ・硫黄酸化物排出量 : 大気汚染防止法施行規則第三条 市川市について定められた K 値 (3.5) を用いた場合の排出基準 ・窒素酸化物濃度 (酸素濃度 12%換算値) : 大気汚染防止法施行規則別表第三の二 廃棄物焼却炉であって連続炉でないもの (排出ガス量 40000 m <sup>3</sup> N/h 以上のもの) に係る排出基準 ・塩化水素濃度 (酸素濃度 12%換算値) : 大気汚染防止法別表第三 廃棄物焼却炉に係る排出基準 ・臭気濃度 : 市川市環境保全条例施行規則別表第 16 用途地域の定めのない地域の特定施設の排出口 (排出口の高さが 5m 以上のもの) における規制基準 ・ダイオキシン類濃度 : 「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」による指針値 (平成 12 年 3 月火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策検討会) なおダイオキシン類以外は指針値や規制値がないため、類似施設の規制値を用いている。 ※2 「火葬場の建設・維持管理マニュアル-改訂新版-」による公害防止目標値							

---

平成 15 年調査の未調査項目を含め、現況の環境性能を調査し、建替え後の公害防止目標値と比較を行い、建替えにより環境性能が改善されることを示す必要がある。また建替え後も継続的に計測し記録することが必要と考えられる。

## ウ. 周辺環境への影響

市川市斎場の周囲は、南側は民間(総武)霊園、東側・北側は市川市霊園、西側は道路(市道 0240 号幅員 8m)に面し道路向いは遊戯施設及び果樹園、大町公園が立地している。最も近い住居までは敷地境界から西側におおよそ 200m の距離がある。

### i. 敷地外車両動線の影響

敷地外車両動線は、現在、来訪車両は民間(総武)霊園南側道路より南門にアプローチし、西門から退出している。北門は使用していない。再整備後も同様の動線計画とするならば、現況から変更はないため周辺への影響は変わらない。

### ii. 環境影響評価項目の影響

排ガス、悪臭の濃度については斎場再整備により、現況に比して排気濃度が低下するため影響は少なくなる。そのため、現敷地内にて煙突の位置が変わっても影響は少ないものと考えられる。

また、周辺の年間風向は春・夏季(4~9 月)は南南西からの風向、秋・冬季(10~3 月)は北北西からの風向であり、風下側は市川市霊園であるため周辺への影響は少ないものと考えられる。

騒音、振動値については現況でも目標値内であると推察されるが、最新の火葬炉設備や建築設備になることや、低騒音・低振動機器の採用により現況と同程度もしくは現況以下となり、影響は少なくなるものと考えられる。

図1-(4)-1 周辺への影響図

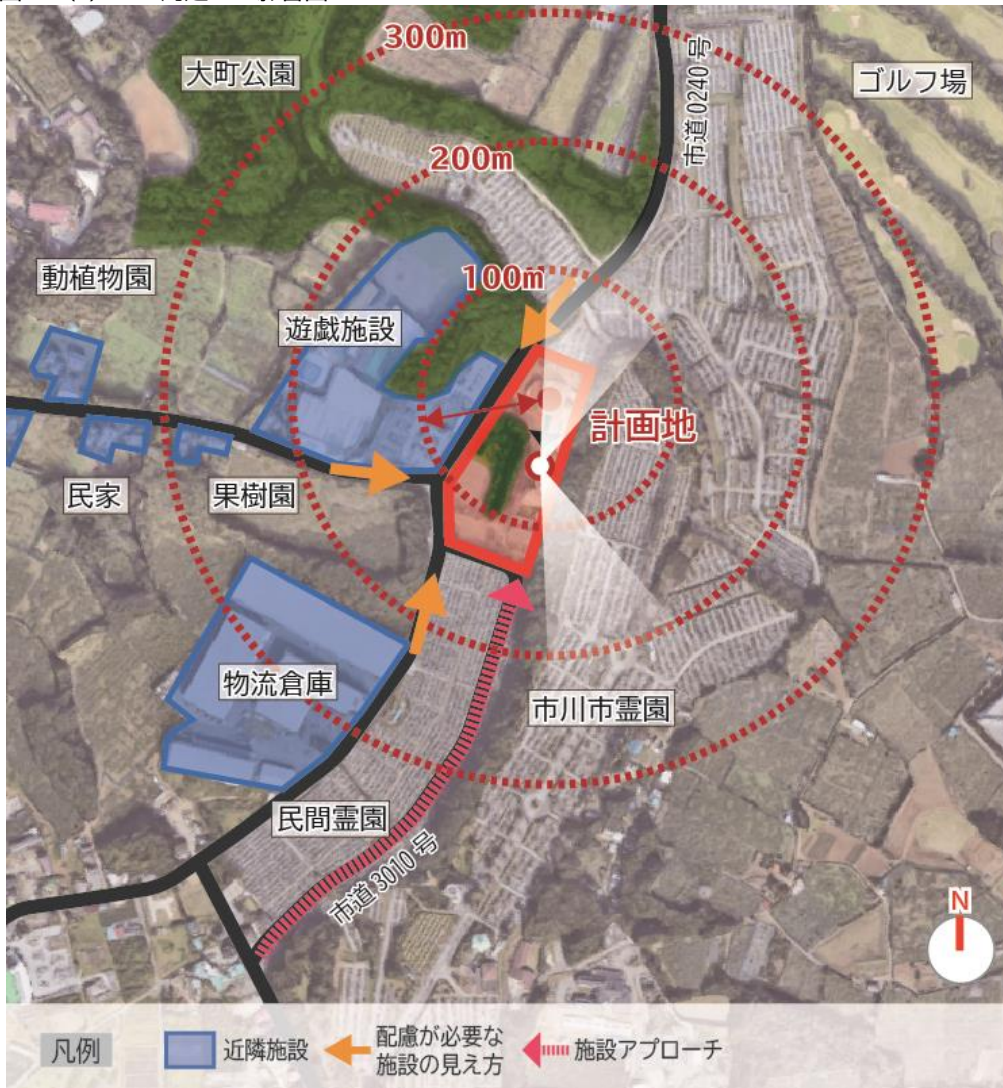


図1-(4)-2 周辺の風配図

